

「知的所有権の法的保護について

ートレード・シークレット保護を中心としてー」

目次

川 井 健 次

一 はじめに

二 知的所有権保護の世界的潮流（以上本号）

三 トレード・シークレット (Trade Secrets) の保護

1 トレード・シークレットとは何か

(一) トレード・シークレットの意味

(二) トレード・シークレットと特許の比較

2 アメリカにおけるトレード・シークレットの保護

3 わが国におけるトレード・シークレットの保護

四 結び

一 はじめに

今日の企業のかかえる大きな問題として、知的所有権の一つである、トレード・シークレット (Trade Secrets) の問題が、わが国ばかりではなく世界の主要な国々において論議されている。

これまで、企業の経済的民主化という視点から、企業の有する情報を企業の利害関係者に、いかなる形で伝達するかという、いわゆる、「企業内容開示制度」(ディスクロージャー制度)が、さまざまな分野において研究されてきた。

ディスクロージャー制度とは、企業が、企業を取り巻く利害関係者(その内でも、特に株主、債権者等の投資家)^①に対して、企業の経営内容、すなはち、企業の経営成績や財政状態に関する情報等を開示することによって、利害関係者が有用な意志決定をなすことを可能ならしめようとするものである。

そして、「トレード・シークレット (Trade Secrets)」というものは、「企業機密」あるいは「企業秘密」と一般に訳されていることから推測されるように、企業が所持する情報で、利害関係者、第三者等が企業に対してその開示を要求しても、企業はそれに応じなくてもよい、とするものである。

ディスクロージャー制度の趣旨は、前述のように、企業の所持する情報を広く利害関係者に開示することによって利害関係者の意志決定を有用ならしめようとするものであるから、トレード・シークレットとは表裏一体の関係にあることになる。

ディスクロージャー制度については、各分野における研究が進み、制度としてある程度整備されたと言ってもよいであろう。^②これに対して、知的所有権の一つとしてのトレード・シークレットは、世界的な圧力、とくにアメリカの強い影響の下、つい最近、不正競争防止法の改正によって、わが国においても、一応法的な保護が整備されたと言える。

まず、はじめに、このトレード・シークレットがアメリカでは著作権、特許権、商標権等を含む知的所有権 (Intellectual Property) の一つとして理解されていることに鑑み、知的所有権保護の世界的潮流を眺める。

つぎに、知的所有権保護の世界的潮流を把握した上で、トレード・シークレットの法的保護について検討を加えたい。ここでは、トレード・シークレットの異議を知的所有権のうちでその代表的存在である特許権と比較しながら考え、つぎに、アメリカにおけるトレード・シークレットの法的保護の状況を考察し、それから、わが国におけるトレード・シークレットの保護の現状、将来の展望につき、言及したい。

二 知的所有権保護の世界的潮流

(一) トレード・シークレット、特許権等を含む知的財産権保護の思想は、古くギリシャ、ローマの時代にまで遡ることができるが、記録に残っているところの事実上世界で最初の特許は、一四四三年にヴェニスの各自治都市に二四機の製粉機を造ったアントニウス・マリニに与えられたものであるといわれている。その結果、彼の無水製粉機は排他的な権利 (exclusive right) を手中におさめることになった。

そして、一六世紀におけるエリザベス一世の時代に、エリザベス一世は、国王の大権を行使して多くの発明家に独占権を与えた。従って、イギリスにおいては、エリザベス一世の時代こそ、イギリスの特許制度誕生の時代であると理解されている。

アメリカ合衆国の特許制度は、イギリスのコモン・ロー (common law) の影響を強く受けて発達した。イギリスでは独占制度という形で特許制度は発達したのであるが、イギリス人の一六二〇年のメイフラワー号によるアメリカ大陸への移住と共に、アメリカにおいて、独占的な特許という考え方が、次第に定着するようになった。そして、

一七八七年九月に立案された憲法第一條第八項第八節の条文に、「議会は、…著作者の著作物 (Writings) または發明者の發明 (Discoveries) に対して、一定期間彼らに排他的な権利を与えることによって、科学および有用な技術の進歩を促進する権限を有する。」と規定し、世界の歴史上、初めて個人に対して認められたのである。

合衆国で付与された特許の数は二〇世紀に入ってから著しく増加し、一九三五年には特許件数二〇〇万件になり、一九六一年には三〇〇万件に達し、一九九一年五月までにはほぼ五〇〇万件の特許が付与されている。¹⁾

(二) このように、知的所有権保護の思想をギリシャ、ローマの時代から、イギリスのエリザベス一世の一六世紀、それからイギリスの影響を受けたアメリカ合衆国の一八世紀の憲法の条文規定を概観したのであるが、近時において、特許権のみならず著作権、商標権等と本稿で特に中心的考察の対象となるトレード・シークレットを含んだ知的所有権保護・強化の背景について考えてみたいと思う。

その社会的・経済的背景にあるものと考えられるのは、まず第一に、技術革新の急激な進展である。企業社会の高度な成熟化が進むと、多額の資金が技術の開発・改良の為に研究に投入されることになり、研究機関の整備と高等教育機関による優秀な人材の育成と相まって、日に日に高度な技術が発見、改良されていく。すなわち、企業社会における技術の持つ価値がより以上に大きくなったのである。第二に考えられているのは、社会全体の情報社会への移行である。資本主義を柱とする企業社会（あるいは産業社会、経済社会と言ってもいいであろう）は、軽工業から重化学工業を経、次第にサービス業を中心とする段階へ移行することは、歴史の中で明白なものと理解されているところであるが、サービス業においてその中核をなすの言うまでもなく「情報」そのものである。今日、社会は「ハーバードの時代からソフトの時代に移行してきている」と言われるのは、まさに情報化社会の到来を意味している。この情

報化社会においてこそ、知的所有権は正にその真価を發揮することになる。

第三に考えられているのは、多くの国々の社会状況が国際化社会へと移り変わってきていることである。従来、世界は二極対立構造の様相を呈していた。すなわち、アメリカを中心とし、資本主義経済体制を採る西側諸国と、ソビエト連邦・中国を中心とし、社会主義経済体制を採る東側諸国との対立構造である。ところが、一九八九年のベルリンの壁の崩壊、ソビエト連邦の解体による冷戦構造の崩壊は、資本主義経済取引を全世界に押し進める結果となった。これにより各国間の国際取引は一段と拡大されることになった。このことは、知的財産権の保護・強化の大きな要因の一つであると考えられるのである。

さらに、より直接的な要因と考えられているのは、日本とアメリカ、EC諸国とアメリカとの間における貿易不均衡の問題である。特に、日本とアメリカとの間における貿易において、日本のアメリカに対する黒字額は三〇〇億ドルにまで達し、アメリカ市民の日本に対する反日感情までも引き起こしているのが現状である。アメリカはこれまで、資本主義諸国内における第一人者として、技術の開発、新しい発明等に長い期間にわたって、多大な投資を行い、資本主義社会全体の発展に大きな貢献をなしてきたのである。つまり、科学技術の進歩こそ国全体の発展の原動力と考えてきたのである。これに対し、西ドイツあるいは日本、特に日本は、アメリカで発見、開発された技術に対し研究を重ね、改善された技術を上積みして、自動車、半導体、カラーテレビ等といった分野においては、アメリカを凌ぐ技術力を有するようになった。このような技術力を背景にして、国際取引における競争力を獲得し貿易による黒字幅は、想像を絶するほどに膨れあがったのである。⁵⁾

このような状況の下で、アメリカは貿易不均衡解消の一方策として、日本に対して知的所有権を強く主張してきた。さらに、日本ばかりではなく、EC諸国、開発途上国に対しても知的所有権保護の強化を促しているのである。

(三) 以上のような知的所有権の保護・強化の要請に基づき、世界的な規模における国際的な調和（ハーモナイゼーション）の動きが活発になってきた。^⑥

アメリカが最も重視しているのは、関税貿易一般協定・多角的貿易交渉（ガット・ウルグアイ・ラウンド）の知的所有権交渉（Trade Related Intellectual Property）である。一九八八年のTRIPのモントリオール会議においては、世界の主要国間に共通した知的所有権保護のルール作りが重要であるということで、各国間のコンセンサスは得られることになった。そこで最後まで合意に抵抗を示したのは開発途上国であるインドとブラジルであったが、アメリカが共通のルール作りに合意しない国々に対して、包括通商法三〇一条（不正貿易慣行に対する報復措置）を発動するというプレッシャーをかけ、またアジア諸国連合（ASEAN）に対しては、協力しない国には特惠関税を廃止する考えであることを通告したことによって、合意を得るに至ったと言われている。

その後、一九九〇年一二月にブリュッセルで開かれた閣僚級会議において、各国間の合意点と対立点を明記した議長総括案がまとまっている。これまで対立点のほとんどは、先進国と開発途上国の立場の違いによるものである。すなわち、先進諸国は国内外で知的所有権保護体制の強化を主張するが、開発途上国は、保護・強化が行き過ぎると先端技術を先進国に独占されてしまい、現在だけではなく将来においても予想されない不利益を被むることになり、利益を害されると主張するのである。前述のように、アメリカは、当面する貿易不均衡の問題を解決する一方策として、知的所有権の保護・強化を各国に強く働きかけているのであるが、開発途上国の経済発展の状況からして、他国に對抗しうるような技術はほとんど有していない結果、特許料などを一方的に支払わなければならなくなってしまうことになる。そのような対立のなかで、最も厳しい問題になっているのが、特許の対象として医薬品や食品、バイオテクノロジーを応用した動植物関連の発明を加えるべきかという問題である。アメリカでは、更にエスカレートして、染

色体の研究を中心とした遺伝子の分野にまで知的所有権を認めるべきであるという主張さえ現れてきている。

開発途上国においては、これらの分野は、国民の食生活、健康維持に関することになることから、先進国の独占による経済的視点のみからの主張をそのまま受け入れられないと主張している。また、特許保護期間の問題については、開発途上国は、各国の産業レベルに大きな格差がある点を考慮して各国の判断に任せるべきであると主張するのに対して、先進国の多くは出願から二〇年間とすべきであると主張する。但し、アメリカはTRIPの場で協議すべき問題ではないと主張している。⁷⁾

次に、特許の実施権についてであるが、アメリカは政府プロジェクトなどへの使用のため強制実施権を広く認めるべきであると主張するのに対し、日本とEC諸国は制限を設けるべきだと主張している。

このようなガット・ウルグアイ・ラウンドのTRIPの交渉が、政府間交渉であるのに対して、この交渉に先進国の民間の意向を反映させる為に、わが国の経済団体連合会、アメリカの知的所有権委員会（IPC）および欧州産業連盟（UNICE）の間に、知的財産に関する日米欧民間三極会議が組織されている。そして、一九八八年六月に「知的財産権に関する日米欧民間三極会議の見解」を発表した。それによると、特許、商標、著作権、半導体チップ、権利行使（enforcement エンフォースメント）と並んで、財産的情報の項で、トレード・シークレットについても言及しており、所有権者の同意を得て財産的情報を取得した者は、その取得に付随する義務（ただし、法により禁じられていないものに限る）を負うこと、所有者の同意なしに財産的情報を取得した者は、そのような取得が、産業・商業活動における正直な慣習に反する場合、情報のそれ以上の利用・開示から効果的に抑制されることなどが提言されている。

また、知的所有権に関する諸問題を世界的な規模で検討・討議する機関として、世界知的所有権機関（WIPO）

が設立された。前述のように、アメリカは特許権についての先発明主義と先願主義の問題の解決は、TRIPではなくWIPOにおいて行なわれるべきであると主張した。一九九一年九月、ジュネーブで開かれたWIPO総会では、特許調和条約締結のための外交会議を一九九二年中に開くことで合意した。これまでの知的所有権についての国際条約としては、一九六七年に締結された工業所有権の保護に関するパリ条約があるだけである。知的所有権についての世界的レベルにおける合意の形成、ルール作りが緊急の課題になっているのである。知的所有権の一つである工業所有権に関するパリ条約が締結されてはや三〇年が経うとしている。東西の冷戦構造の崩壊、資本主義経済の更なる発展という時代のニーズに合致した知的所有権保護の枠組みづくりに、政府間だけではなく、民間レベルにおける努力が期待されているのである。

知的所有権の問題を検討するEC委員会は、一九八九年一二月に、「コンピュータープログラムの法的保護に関する法案」を発表した。それによると、プログラムは著作物であり、著作権法の一般原則に従って保護されるべきこと、また基本ソフト、プログラムインターフェースの創作的表現およびプログラムの構造、順序、構成も著作権によって保護されるとしている。

さらに、クラブ一五（欧州特許条約加盟一五カ国、日本、アメリカで構成）や日米欧間で設定されている三極特許庁会合なども、ガット・ウルグアイ・ラウンドのTRIP・WIPOの機能を補完する機関として積極的な活動を行ってきている。

(四) 以上のように、知的所有権保護強化の気運は、ガット・ウルグアイ・ラウンドの知的所有権交渉（TRIP）、知的財産に関する日米欧民間三極会議、世界知的所有権機関（WIPO）、コンピュータープログラムについての

EC委員会、欧州特許条約加盟一五ヶ国・日本・アメリカで構成する“クラブ一五”、日米欧間で設定されている三極特許庁会合といった諸機関の積極的な調整作業によって具体的な成果を除去にはあるが導き出している。

そこで、このような気運を支えている理論的背景について言及する。

まず、知的所有権保護強化の行きすぎは、開発された新しい技術の利用者を阻害し、社会全体の利益を害することになるとする立場（以下「消極説」と呼ぶ）がある。この立場は、新たに開発された技術の利用範囲を極力制限すること、又、莫大な対価をその利用に要求することは、新たな技術の開発に必要なまでの開発コストと開発時間を浪費する恐れがあり、最終消費者や社会全体の利益を損うことにもなりかねないとする考え方に立っている。

このような考え方に対して、より一層の知的所有権保護の強化を促進しなければ、知的所有権制度の有する、創作者の利益保護という趣旨は害されてしまうとする立場（以下「積極説」と呼ぶ）は、強い批判を投げかけている。

消極説の、真正製品に加えて多くの類似競争製品が市場に流通する方が、品質と価格競争を刺激するので最終消費者や社会の利益に貢献するという考え方に対して、積極説は次のように反論している。

第一に、自主技術を独自に開発し、独創性のある真正競争製品を数多く開発するほうが、最終消費者により広い商品選択の機会と利益をもたらすことになる。第二に、独創的な新規技術が競争者に簡単に利用されれば、企業と個人は巨額の投資リスクを冒してまで新規技術の開発に取り組まなくなり、結果的に技術開発に停滞をもたらし、消費者にも不利益な結果をもたらすことにもなりかねない。

以上のように、知的所有権の保護をめぐって、積極説と消極説の対立があるのであるが、消極説の主張するところの次の点は看過すべきではない。

知的所有権の過度の保護が、新たな技術・製品の開発に不必要な開発コストと開発時間の浪費をもたらし、一国だ

けではなく世界全体の利益という観点から、弊害をもたらすことになりかねないということである。すなわち、知的所有権が人類全体の為に行使されるべきであるということである。特に、これまでに、発見、開発された技術が先進国に独占されている現状を、考慮すればするほど、開発途上国の主張、立場に十分に耳を傾けることが、先進国に要求されるのである。

また、今日、発見される技術というものは、これまで、人類が開発した技術あるいは、人類の知恵、知識をその根底に持っていることにも留意しなければならないであろう。

但し、前述のように、知的所有権、そのうちでも特に、特許権の形成過程を歴史的に、概観したのであるが、発見者、発明者の積極的な努力に対して、社会がそれを十分に評価することも忘れてはならない。今日の経済社会がこれまでに発展してきた要因の一つに、個人の発見、発明がどれほど大きな貢献をしてきたか、ということ、歴史的に明らかにされてきたことである。

もし、個人の発見、発明に対して、社会の適正な評価がなされないならば、個人の技術開発に対するインセンティブは損われてしまい、経済社会の発展は停滞することになりかねないであろう。また、もしそうであれば、経済社会における自由競争の原則も、十分には機能しなくなってしまうであろう。

要するに、積極説の主張と消極説の主張、双方を調和させること、すなわち、発見者、発明者の利益と、人類社会全体の利益を調和させることこそ、重要である。いずれか一方の利益のみを強調することは、知的所有権制度の持つ趣旨を、没却してしまうことになる。

(五) これまで、知的所有権保護・強化の社会的、経済的背景、および、その理論的背景になっているものに目を向

けてきたのであるが、つぎに、資本主義経済の最も進んだ国であり、知的所有権保護に最も積極的姿勢を取りつつげているアメリカの現状につき考察する。

前述のように、知的所有権保護・強化の背景になったもの一つとして、従来の重化学工業を中心とする産業構造に代り、ハイテク産業が高度に進んだ資本主義諸国においては、主要産業になってきたことを指摘した。そこで、半導体の分野における知的所有権運用の実態に目を向けると、技術を新たに開発した企業は、従来、その特許など知的所有権を利用した企業に対して、その使用料として製品価格の1%〜3%を要求してきた。しかし、最近では、10%程度の高い使用料を要求する企業が出てきたといわれている。

その結果、各企業間の知的所有権訴訟は激増し、訴訟費用はこれまで以上に多額になり、設備投資や研究開発に多くの負担を与えることになっている。さらに、これから知的所有権保護・強化の世界的気運が高まれば高まるほど、特許使用料など知的所有権の対価は、急騰することが予想される。

アメリカは、資本主義諸国のうちで、第一人者として他国に対してソフト面での技術は抜きん出ており、その保護においても先んじている。各国は、まだ未熟な段階にあり、アメリカは、二国間、多国間交渉を通じ、前述のように、各国に世界的なレベルでの知的所有権制度作りを働きかけ、自国に有利な国際ルールの確立に腐心しているのである。

アメリカは、第二次世界大戦後、資本主義社会のリーダーとして世界最大の債権国であったが、一九八四年末には、はじめて対外債務が対外債権を一一四億ドル超過する純債務国に転落した。カーター大統領は、一九七九年一〇月にアメリカの威信と産業の国際競争力を回復する為に、議会に教書を送った。明らかに、従来の、企業の市場独占・分割、価格統制など私的独占による弊害を排除するための反トラスト法の厳格な適用という政策を転換するものであった。

その具体的内容は、9つの政策から成っていた。(i) 連邦助成研究開発成果の技術移転促進、(ii) ベンチャー企業の育成、(iii) 反トラスト法緩和、(iv) 知的財産権保護強化等を内容とするものであった。

そして、この政策はレーガン政権に引き継がれ、その政策を実行する機関として、一九八三年六月に米ヒューレット・パッカード社のJ・A・A・ヤング社長を代表とする「産業競争力委員会」が結成された。この委員会は、一九八五年一月に、いわゆる「ヤング・レポート」をレーガン大統領に提出した。

ヤング・レポートは、(i) 基礎教育の充実、(ii) 連邦助成開発投資の増大、(iii) 研究開発費用に対する税制面での優遇措置等、教育・研究の充実によりアメリカの産業の国際競争力の回復を意図するものであった。また、研究・開発へのインセンティブをより一層高めるために、知的所有権の保護・強化を打ち出したのである。その具体的な施策として、国内的には法律改正等を答申し、国際的にはガット(GATT)を知的所有権交渉の場として活用すること、通商法三〇一条等による二国間交渉を推進すること、などを打ち出した。

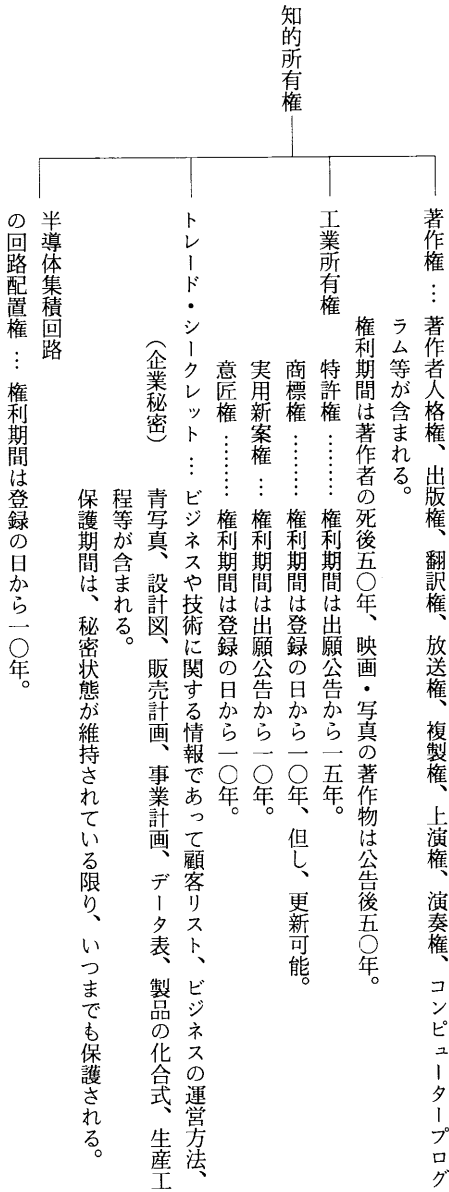
この答申に基づき、レーガン政権は一九八八年に新包括通商法を成立させた。それによると、一九三〇年関税法三三七条は、知的所有権侵害についての米企業の経済的被害の立証を必要としていたが、その立証がなくても輸入差止めが可能となった。又、ITC(国際貿易委員会)の仮処分決定までの期間も、従来は七ヶ月必要とされていたが、九〇日以内に短縮された。一九七四年通商法三〇一条についても、知的所有権の適切かつ効果的な保護を否定する国に対して、調査開始後六ヶ月以内に措置を決定できるよう改正され、貿易相手国の差別的制限的取扱いに対しては、三〇一条に基づく報復が可能となった。さらに、特許法の改正も行われ、これまで認められていなかったアメリカの製造特許により製造された製品のアメリカへの輸出行為も、特許権侵害となるようになった。

〔注〕

(1) ここで利害関係者とは、一体どのような範囲の者を指すのかが問題とされなければならない。この点、財務的情報に関する利用者について、次のような者が挙げられる。(i) 経営者、(ii) 所有者および投資家、(iii) 従業員、(iv) 債権者、(v) 政府、(vi) 公衆。ディスクロージャーの観点からは、(i)の経営者を除いた者を、ここでいう利害関係者に含めて差しつかえないであろう。宇南山英夫著「基礎的財務会計論」森山書店、一九八一年、一四頁～一七頁参照。

(2) ディスクロージャー制度の充実・強化は、昭和五六年六月に商法・省令等の改正、昭和五七年四月の計算書類規則の改正、および企業会計原則の修正、昭和五七年九月の財務諸表規則の改正、法令の面において、一段と促進され、今日の企業実務に浸透したものと理解することができる。

(3) 知的所有権の概容を図示すると次のようになる。



(4) この知的所有権の歴史的発展過程について、Frank H. Foster, Robert L. Shoock 著、安形雄三訳「入門 アメリカ知的財産権」日本評論社、一九九二年、二二頁～二二頁。Peter Groves, Tony Martino, Claire Miskin, John Richards, 『Intellectual Property and Internal Market of the European Community』Graham and Trotman Ltd, 一九九三、一頁～一五頁、参照。

(5) また、この知的所有権保護強化の背景の一つとして雇用形態の変化も挙げることができよう。すなはち、これまで日本の経営の特色の一つとして考えられてきた終身雇用制が、欧米の企業社会の影響（年功主義より能力主義の重視等）、新しい世代の価値観の変化、企業経営構造の変革等により、崩壊しつつある。これは、従来の伝統的な企業への忠誠心等に依存する形での知的所有権の保護が事実上困難になりつつあることを意味する。

(6) 知的所有権に対する世界各国の保護の程度、その具体的内容は異なっており（法的保護要件、保護期間等）、世界全体の特許出願の8割程度を占める日本、アメリカ、欧州各国間の特許制度においてさえ大きな差異（出願主義と先発明主義の対立）があり、このような差異を解消することも、ハーモナイゼーションの大きな目的の一つと考えられている。この点につき、大森陽一著「日米知的財産権戦争」集英社、一九九二年、八〇頁～九六頁参照。

(7) 包括通商法三〇一条は、スーパー三〇一条とも呼ばれ、巨額の貿易赤字を背景として一九八八年八月二三日に成立した一九八八年包括貿易・競争力法の一事項である。正式には、「不正貿易国と行為の特定・制裁」と呼ばれ、一九七四年に成立した通商法三〇一条（不正貿易慣行に対する報復措置）いろいろな点で、改正・強化したものである。

米通商代表部（USTR）が「不正」な国、地域を認定した後、該当する国などが見えざる障壁を撤廃しないばあいには、大統領に代って報復措置を發動できることになった。

このスーパー三〇一条には、次のような点が批判されている。

- (i) 大統領からのUSTRへの大幅な権限委譲。
- (ii) これまで大統領の裁量に委ねられていた對抗措置の發動が義務化された。
- (iii) 三〇一条で規定する「不当」「不合理」「差別的」という行為類型のうち、不合理な行為の範囲が拡大された。
- (iv) 調査期間の短縮化と明確化。
- (v) 対日特別規定の存在。

このようなアメリカによる一方的な制裁条項を持つスーパ一三〇一条は、資本主義社会の大原則である自由主義貿易に反するものであると国内外の批判の的になっている。